農地法と旧農業経営基盤強化促進法による所有権移転の相違点

農地法と旧農業経営基盤強化促進法とでは、売買できる農地と買手の要件が異なるほかに、譲渡所得税の軽減が受けられる（農用地区域内の農地に限る）などのメリットがあります。

	農地法	基盤法
農業委員会の許可	要	不要（市の公告により権利移転）
売買できる農地	特に要件なし	市街化区域を除く（市で決定☆）
買い手の経営面積要件	なし	市で決定☆
売り手 所得税・住民税の控除	なし	800 万円の特別控除*1)
買い手 ①登録免許税の軽減	なし	税率 2%→1%*1)
②不動産取得税の軽減	なし	課税標準の 1/3 を控除（税額＝取得価格×2/3×税率）*1)
③所有権移転登記	申請者が行う	請求があった場合は、市が行う

*1) 農用地区域内の農地に限る

☆　基盤法において売買できる農地と買い手の経営面積要件

富山市農地移動適正化あっせん基準に準ずる。

富山市農地移動適正化あっせん基準

① 農業振興地域内の農用地区域の農地

② 認定農業者、農地所有適格法人、人・農地プランの中心経営体*2)

③ 権利取得後の経営面積*3)

水稲（主穀作）：286a、果樹：61a、野菜（露地）：46a、野菜（施設）：25a、花き（露地）：30a、花き（施設）：14a 超

*2) 認定農業者ではない人・農地プラン中心経営体は、移転農地が人・農地プランの地区内であること。

*3) 農地所有適格法人の場合は、法人の経営面積を常時従事者である構成員が属する世帯の数で除した面積。

市外の経営面積は含めない。

富山市農業委員会事務局
農地第１係
ＴＥＬ　076-443-2124

R5.4　作成